

「みやCO2バイバイプロジェクト」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用太陽光発電設備によって発電した電気を自家消費することによって生まれる温室効果ガス排出削減効果の環境価値（以下、「環境価値」という。）を、「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下、「J-クレジット制度」という。）実施要綱」（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省策定）に基づきクレジット化し、活用する「みやCO2バイバイプロジェクト」（以下、「バイバイプロジェクト」という。）を実施することにより、市民や事業者における環境行動の創出を図り、もって地球温暖化の防止及び市民や事業者における環境保全意識の高揚に資することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 バイバイプロジェクトの事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) バイバイプロジェクトに参加する者からの環境価値の寄附の受入に係る業務
- (2) J-クレジット認証委員会への実績報告（J-クレジット認証申請）に係る業務
- (3) 認証されたJ-クレジットの換価に関する業務
- (4) 市が所有する施設のカーボン・オフセットに係る業務

(参加資格)

第3条 バイバイプロジェクトに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 参加申込日の2年前の日以降に稼働開始日（電力会社が通知又は発行する購入電力量のお知らせに記載された買取期間起算日をいう。以下同じ。）を迎えた太陽光発電設備を設置した者。ただし、参加申込日が平成29年9月30日以前の場合は、稼働開始日が平成25年4月1日以降の太陽光発電設備を設置した者。
- (2) 法人及び個人事業主でないこと。
- (3) 当該太陽光発電設備の導入による環境価値を、J-グリーン・リンケージ倶楽部（経済産業省による国の補助金受給者を対象とした削減事業）又はグリーン電力証書システムに基づくグリーン電力発電事業（自然エネルギーにより発電された電気の環境付加価値を「グリーン電力証書」という形で取引する仕組み。）、その他の排出削減事業に活用していないこと。
- (4) 太陽光発電設備を設置する住宅が戸建てであること。（戸建ての住宅と同一

敷地内にある建築物等に設置する場合を含む。)

(5) 市への環境価値の寄附に同意すること。

(参加の申込)

第4条 バイバイプロジェクトに参加しようとする者は、次の各号に同意し、バイバイプロジェクト参加申込書（以下、「参加申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 発電電力量等が表示できるエネルギー表示器により、年1回の発電電力量等の実績報告に協力すること。

(2) 発生したクレジットのモニタリングのため、太陽光発電設備の現物確認等、審査機関が実施する現地調査に協力すること。

(3) その他、本プロジェクトの運営及び管理に関し必要な協力をすること。

2 前項の参加申込書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 累積発電電力量及び累積売電電力量を示す写真

(2) 電力会社が通知又は発行する買取期間起算日等が記載されている書類等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(設備の処分等)

第5条 バイバイプロジェクト参加者（以下、「参加者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を市長に報告しなければならない。

(1) 太陽光発電設備が毀損され、又は滅失したとき。

(2) 太陽光発電設備を処分（売却、譲渡、交換、貸付又は担保に供することをいう。）しようとするとき。

(参加の取消等)

第6条 参加者は、参加を取りやめようとするときは、市長へ申し出るものとする。

2 市長は、参加者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その参加を取り消すことができる。

(1) 第3条に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 前項に規定する申出があったとき。

(3) その他バイバイプロジェクトの目的に著しく相応しくない行動をとったとき。

(環境価値の算定)

第7条 参加者は、市からの要請があった場合は、指定する期日までに、累積発電電力量及び累積売電電力量の実績を報告するものとする。

2 市は、前項の報告に基づき、次により環境価値の算定を行うものとする。

(1) 参加者を母集団として、モニターを抽出し、モニターのCO₂削減量を推計する

(2) 前号のCO₂削減量の平均値をもとに、母集団のCO₂削減量を推計する。

3 市は、前項により算定した環境価値をJ-クレジット認証委員会へ報告し、J-クレジットの認証を申請するものとする。

(J-クレジットの換価)

第8条 市は、認証されたJ-クレジットを事業者や市民団体等に売却し、換価するものとする。

2 前項により換価された収益は、宇都宮市環境創造基金へ繰り入れるものとする。

(様式)

第9条 この要綱に規定する申込書等の様式は、別に定める。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成26年7月14日から適用する。

この要綱は、平成28年5月13日から適用する。

この要綱は、平成29年4月24日から適用する。

この要綱は、平成30年5月15日から適用する。

この要綱は、令和元年5月15日から適用する。

この要綱は、令和5年11月24日から適用する。